

平成28年9月30日
労働委員会事務局
担当者 平松
内線 5766
外線 076-225-1881

労働委員会が行っている「個別労働関係紛争処理制度」の 周知月間PRについて

○周知月間PRの概要

(1)趣 旨

近年、解雇や賃金引下げなど、労働者個人と事業主間での個別労働紛争が多くなっている。このような状況をふまえ、各道府県労働委員会が実施している「個別労働関係紛争処理制度」の一層の利用拡大を図るため、10月が同制度の周知月間となっていることから広報活動を実施する。

(2)実施主体

全国労働委員会連絡協議会（中央労働委員会及び各都道府県労働委員会で構成）

(3)本県での取り組み(予定)

① 県広報媒体を利用したPR（新聞、テレビ、ラジオ等）

ラジオで、中村明子県労働委員会会長（弁護士）が、電話インタビューで制度を説明（10月7日（金））等

② ワークセミナー（県労働企画課、県労働委員会、石川労働局の共催）で、高木利定県労働委員会会長代理（弁護士）が「裁判例にみるセクハラ・パワハラ」と題して講演（10月31日（月））。

③ 県労働委員会が参加する「労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会」（事務局：石川労働局）で設定した総合労働相談会（10月19日（水）、弁護士会、社労士会等も参加。会場：県職業能力開発プラザ）に労働委員会事務局職員を相談員として派遣 等

(参考)

労働委員会の個別労働関係紛争処理制度（「個別労働関係紛争の調整（あっせん）」）とは

- (1)労働者個人と事業主との間で、労働関係をめぐってトラブルが発生し、当事者間で解決することが困難となった場合に、労働問題の専門家であるあっせん員が、双方の言い分を聞きながら、意見の調整を行って、歩み寄りによる解決を支援する制度
- (2)公益を代表する委員（弁護士等）、労働者を代表する委員（労働組合役員等）、使用者を代表する委員（会社経営者等）が、三者構成であっせんを行う。
- (3)申請は、一人でもでき、手続も簡単
- (4)申請費用は無料で、あっせんは秘密厳守
- (5)労働者の方、事業主の方いずれも利用可能
- (6)こんなときに（トラブルの一例）
 - ・突然、会社から何の説明もなく解雇され、納得がいかない。
 - ・会社から事前の説明もなく、賃金が大幅に引き下げられた。
 - ・従業員に配置換えを命じたが、正当な理由もなく拒否し続けている。

問合せ先

石川県労働委員会事務局 電話076-225-1881
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/tiroui/>

労働関係全般についてのご相談は
石川県職業能力開発プラザ 電話076-261-1400
〒920-0862 石川県金沢市芳斉1丁目15-15
URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

平成28年度ワークセミナーのご案内

裁判例にみるセクハラ・パワハラ

近年、労働者の職務内容の複雑化や働き方の多様化を背景に、企業と労働者との間の労働紛争が増加しています。

本セミナーでは、労働紛争の防止や解決方法について理解を深めるため、問題になりやすいセクハラ・パワハラに関する裁判例と、労働局での労働相談の現状や個別労働紛争解決のための留意点について解説いたします。

ぜひご参加ください。

日時

平成28年**10月31日(月)** **13:30~16:00**

会場

石川県庁行政庁舎11階1102会議室
金沢市鞍月1丁目1番地(裏面「会場案内図」参照)



内容

◆ 講演 (13:40~14:40)

「裁判例にみるセクハラ・パワハラ」

石川県労働委員会 会長代理 高木 利定 氏

◆ 解説 (14:50~15:50)

「労働相談の現状及び個別労働紛争解決のための留意点」

石川労働局雇用環境・均等室

対象

企業の経営者、管理職、人事・労務担当者、労働者など

定員

100名(※定員に達し次第締め切らせていただきます)

受講無料

【主催】

石川県、石川県労働委員会、石川労働局

受講申込・問い合わせ先

受講申込書にご記入のうえ、FAX又は郵送で下記までお申し込み
いただくか、必要事項を記入したE-mailでお申し込みください。

石川県商工労働部労働企画課

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

E-mail:pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp

※ 石川県職業能力開発プラザでも労使関係のご相談を承っております。

----- 切りとり線 -----

ワークセミナー受講申込書 [10/31(月)]

勤務先・所属	(フリガナ)		
勤務先住所	(〒 -)		
(役職)			
参加者氏名			
電話番号	() -	FAX 番号	() -

会場案内図

石川県庁行政庁舎11階 1102会議室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL(076)225-1531 (労働企画課 直通)



※上図の★は車いす対応駐車場です

【県庁へのアクセス map】



【交通のご案内】・バス：北鉄バス「県庁前」下車（JR金沢駅 金沢港口（西口）より約10分）

・タクシー：JR金沢駅 金沢港口（西口）より約8分

※このセミナーの受講により石川県民大学校(教養講座)の単位を修得できます。

「悩み」・「疑問」があるなら相談してみよう ～平成28年度「いしかわ労働相談強化月間」の実施～

石川県内の労働相談・個別紛争解決制度関係機関においては、各機関における窓口・制度の周知及び利用促進を図るため、毎年10月を「労働相談強化月間」と位置づけ、その期間中に「総合労働相談会」の開催など様々な取組を行っています。

取組期間：平成28年10月1日（土）～10月31日（月）

総合労働相談会のご案内

パワハラ、セクハラ、マタハラ、有給休暇、退職等、職場でのあらゆる「悩み」や「疑問」に関する相談を一度に相談できます。（労働者、使用者、労働者の家族等どなたでも相談できます。）

実施日：平成28年10月19日（水） 10：00～16：00
**場 所：石川県職業能力開発フラザ
（金沢市芳斉1丁目15番15号）**
電 話：076-261-1400

《参加機関》

金沢弁護士会、石川県司法書士会、石川県社会保険労務士会
日本司法支援センター石川地方事務所（法テラス石川）
日本労働組合総連合会石川県連合会（連合石川）、勤労者退職金共済機構
石川県商工労働部労働企画課、石川県総務部税務課、石川県労働委員会
金沢市経済局労働政策課、石川労働局



【相談例】

- ◎ 職場でセクハラ・パワハラを受けているが・・・
- ◎ 辞めたいのに辞めさせてもらえない・・・
- ◎ 労働問題に関して裁判を考えているが・・・
- ◎ 問題のある社員への対応方法は・・・
- ◎ 人材育成の方法がわからない・・・
- ◎ 育児休業・介護休業ってなに・・・

- * 多数の専門機関が参加しますので、相談内容に適した相談が受けられます。
- * 複数の機関にまたがる相談内容でも、ワンストップで相談できます。
- * 秘密は厳守します。

労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会
（事務局：石川労働局雇用環境・均等室 TEL 076-265-4429）

【強化月間中におけるその他取組】

石川県商工労働部労働企画課、石川県労働委員会、石川労働局 「平成28年度 第2回ワークセミナー」

日時：平成28年10月31日(月) 13:30～16:00
場所：石川県庁11階 1102会議室（金沢市鞍月1丁目1番地）
講演：「裁判例にみるセクハラ・パワハラ」
石川県労働委員会 会長代理 高木 利定

金沢市経済局労働政策課 「職場復帰支援セミナー」

日時：平成28年10月13日(木) 15:00～17:00
場所：金沢勤労者プラザ 101研修室(金沢市北安江3-2-20)
※ 事前に電話予約をお願いします。(TEL. 076-220-2199)

石川県商工会議所連合会（金沢商工会議所） 「経営全般に関する法律問題の相談（無料法律相談）」

日時：平成28年10月 5日(水) 経営相談 13:30～15:00 (30分ずつ3名様まで)
平成28年10月12日(水) 法律相談 13:30～15:00 (30分ずつ3名様まで)
平成28年10月19日(水) 税務相談 13:30～15:00 (30分ずつ3名様まで)
平成28年10月26日(水) 法律相談 13:30～15:00 (30分ずつ3名様まで)
場所：金沢商工会議所 中小企業相談所内（金沢市尾山町9-13）
※ 事前に電話予約をお願いします。(TEL. 076-263-1157)

石川県社会保険労務士会 「労働・年金無料相談会（県内4ヶ所）」

開催日：平成28年10月 1日(土) 10:00～16:00

面談による相談会：

（金沢会場）	アル・プラザ金沢店	076-260-1331
（白山会場）	アピタ松任店	076-274-6611
（加賀会場）	アピオシティ加賀	0761-73-5300
（輪島会場）	ショッピングセンターファミイ	0768-22-8181

電話による相談会：

石川県社会保険労務士会 電話相談室(以下の3本で対応)

① フリーダイヤル 0120-928-640
② (076)291-5418
③ (076)291-5411



【常設の相談窓口】



労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会の各参加機関では、「いしかわ労働相談強化月間」以外においても、常時相談窓口を設けています。各相談先、対応時間等は以下で確認できます。

石川労働局ホームページ → 窓口案内

→ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 相談窓口一覧

労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会
(事務局：石川労働局雇用環境・均等室 TEL 076-265-4429)

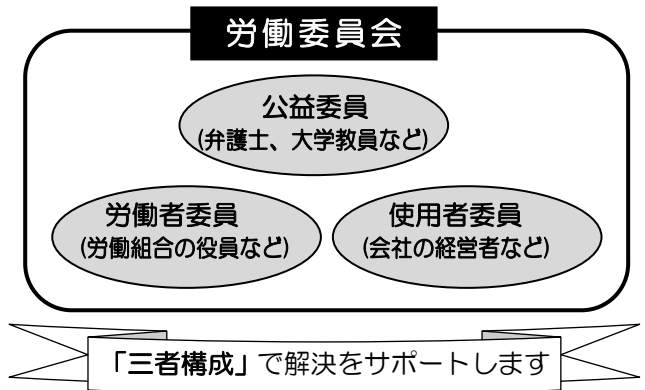
労使のトラブル解決を サポートします

～ 石川県労働委員会のご案内～

労働者と使用者(事業主)との間に発生した労働関係のトラブルを抱えていませんか。
簡易・迅速な解決を希望される皆様、ぜひご相談ください。

Q 石川県労働委員会とは何ですか？

A 石川県労働委員会は、公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員各5名の合計15名で構成され、労使紛争を中立・公平な立場で解決する石川県の行政機関です。



Q 労働委員会の仕事は何ですか？

A 下の表にある労使紛争解決制度を実施しています。

対 象	労働者個人と使用者の トラブル (個別)	労働組合と使用者の トラブル (集団)	
制 度	個別あっせん ※裏面もご覧ください。	労働争議の調整 (あっせん等)	不当労働行為の審査
利用できる 場 合	労働者個人と使用者との間で生じた解雇や労働条件等に関するトラブルについて、話し合いが進まず、自主的な解決ができなくなった場合	労働組合と使用者との間で労働条件等に関する話し合いが進まず、自主的な解決ができなくなった場合	使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合員であること、組合活動をしたことなどを理由として労働者に不利益な取扱いをした場合 ・正当な理由なく労働組合との団体交渉を拒否した場合 ・労働組合の結成や運営に対して支配や介入をした場合 など (これらの行為は「不当労働行為」といいます。)

※各制度の詳細は、「石川県労働委員会」のホームページをご覧ください。

Q 労働委員会の個別あっせん手続きの特徴は何ですか？

- A**
- 安 心 公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成による手厚い体制で対応します。
 - 速 い 迅速な処理に努めています。(平均処理期間 2ヶ月程度)
 - 無 料 手数料などは不要です。お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 石川県労働委員会事務局
 所在地：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階
 TEL (076)225-1881 FAX (076)225-1882
 ホームページ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/tiroui/index.html>
 電子メール ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp



個別あっせん手続きの流れ

事業所

労働者個人と使用者との間で労働関係のトラブル発生

労働相談
機関

石川県職業能力開発プラザ*などで相談
(金沢市芳斉1丁目15番15号 TEL. 076-261-1400)

労働者と使用者との間で話し合いなどにより自主的な解決を模索

自主的な解決が難しくなり、労働委員会でのあっせん手続きを希望する場合

個別あっせん手続きの利用

紛争解決機関

石川県労働委員会

「個別あっせん申請書」の提出

個別あっせん手続きを希望する労働者または使用者が、申請書を石川県労働委員会に提出します。
※相手方があっせんに応じない場合や、トラブルの内容によってはあっせん手続きを始められない場合があります。

事情聴取

労働委員会が、労働者と使用者の双方から、トラブルの内容や経緯についてお聞きします。

あっせんの実施

あっせんは労働者と使用者の話し合いによる解決の場です。労使双方にあっせんに出席いただき、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の三者が、労働者と使用者の主張を聞き取り、お互いの歩み寄りを促しながら、合意点を探ります。

解決

労働者と使用者が合意に達した場合

打ち切り

労働者と使用者が合意に達しなかった場合

* 職業能力開発プラザでは、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後4時まで、総合労働相談会を開催しています。